

いの町健康づくりアンケート調査委託業務仕様書

1.委託業務名

いの町健康づくりアンケート調査委託業務

2.業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3.業務目的

本町では平成31年3月、いの町健康増進計画、いの町食育推進計画及びいの町自殺対策計画(計画期間:平成31~令和6年度)を策定し、生活の質を高め、健康寿命の延伸に向けて健康づくり、地域保健の推進について取り組んでいるところである。

本業務は、健康づくりに関する今日の環境の変化を把握しながら、現計画の評価測定、課題分析や町民の意識やニーズについて調査・集計するとともに、いの町の健康づくり施策の実状及び将来の展望に適した、独自性のある次期計画を策定するため、情報収集、現状分析を行うことを目的とする。

4.準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法及び国、県の計画や指針等に基づき実施するものとする。

5.委託業務の内容

業務内容については次のとおりとする。なお、業務の進行については、電話または電子メールによる随時の打ち合わせを行うとともに、必要に応じていの町ほけん福祉課での打ち合わせに応じ、いの町との調整を密に進めること。

(1) 調査の実施

調査対象者は20歳以上のいの町民より選定することとし、選定方法については、いの町と協議の上、決定する。調査件数は1,000件とする。

①調査項目の検討と印刷

計画策定の基礎資料とするため、幅広い町民を対象として、いの町の現状や課題を把握できるような調査項目の提案を行うこと。

調査項目数・ページ数は、平成30年いの町健康と食に関するアンケート調査結果報告書や令和4年高知県県民健康・栄養調査結果報告書等を基に質問項目を提案し、予定ページ数は最大20頁とする。より回答しやすい調査票とするための文書校正についても委託の範囲とする。

印刷方法については、紙質は上質紙とし、両面印刷とする。

②封筒作成、封入作業等の発送準備

- ・発送用封筒、返信用封筒は角2サイズとする。

- 発送用封筒には、調査名及び差出人住所、料金後納郵便マーク等を印刷する。
- 返信用封筒には、料金受取人払郵便とするため、マーク印刷等をするとともに、受取人住所等を印刷する。
- 料金受取人払い申請は受託者が行う。
- 調査票の発送準備（封入、封緘、宛名貼り等）は受託者が行う。
- 対象者の宛名ラベルは受託者が作成する。
- 調査票発送費用及び返信費用は、受託者の負担とする。

③調査票の回収（いの町から受託者への受け渡し）

- いの町へ返送された調査票に係る受託者への受け渡しについては、担当課にて手渡しによる回収を必須とし、受託者の社員証（保険証等）による確認を行い、受け渡すこととする。
- 受託者による調査票の回収は、いの町の指示に基づき対応することとし、最低2回の訪問回収を見込むこと。

④礼状兼督促ハガキの作成及び発送

- アンケート回収期日後のお礼及び催促を兼ねた葉書を作成し発送を行うこと。
- ハガキの内容や発送スケジュールは、いの町と協議の上、決定する。
- 作成及び発送費用は、受託者の負担とする。

⑤調査票の回答入力、集計、解析

- 回答の入力、集計、解析（入力には自由記述も含む）を行う。
- 集計、解析については、随時いの町と協議し決定すること。なおクロス集計等については、前回調査程度以上の質・量を想定すること（参考：平成30年いの町健康と食に関するアンケート調査結果報告書）
- 国・県の指針及び既存の調査結果などと比較し、いの町健康増進計画、いの町食育推進計画及びいの町自殺対策計画の次期策定を視野に入れた分析を行う。
- 成果物の納品は、エクセルファイルにて納品すること。

⑥いの町健康づくりアンケート調査結果報告書の作成

- 調査結果を取りまとめた報告書を作成すること。
- グラフ等を用いた分かりやすい校正とすること。
- A4判とし、別途紙ベース30部及び電子媒体（CD-ROM等）にて原稿及びPDFデータ等を納品する。なお、データについては、いの町において打出し後、直ちに製本ができるよう、ページ体裁等を整えておくこと。
- 作業については、いの町と協議の上行い、協議により修正・加筆を行うこと。

（2）成果品

- 回答入力、集計、解析等のデータ一式
- 調査結果報告書のデータ一式
- 各種電子データ一式

6.その他

- 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。
- その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、いの町の指示する時期に円滑に対応すること。
- 本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、または本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを見積書提出時に添付すること。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とします。）また、個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- 同種のアンケート調査又は同種の計画の策定支援委託業務の受託実績が、最低1件あることを必須とする。
- 本業務で作成された報告書及びデータの著作権はいの町に帰属するものとする。